

ショートステイサービス（加算型）多床室料金表

介護老人保健施設ゆめが丘
令和3年4月改定

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円を超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆多床室

単位：円（税込）

要介護度	介護1			介護2			介護3			介護4			介護5			
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
基本サービス費※	1日	886	1,773	2,659	939	1,878	2,817	1,007	2,013	3,020	1,062	2,125	3,187	1,120	2,240	3,361
*特例処置：令和3年9月末までの間、新型コロナウイルス感染症に対応するための処置として、基本報酬に0.1%上乗せとする。																
居住費	1日	650														
食費	1日	1,780（朝食 360 昼食 720 夕食 670 おやつ 30）														
1日あたり基本料金 ※	1割	3,830			3,883			3,951			4,006			4,064		
	2割	5,232			5,337			5,472			5,584			5,699		
	3割	6,633			6,791			6,994			7,161			7,335		
1ヶ月（30日）あたり料金	1割	114,900			116,490			118,530			120,180			121,920		
	2割	156,960			160,110			164,160			167,520			170,970		
	3割	198,990			203,730			209,820			214,830			220,050		
限度額証第3段階	1割	57,180			58,770			60,810			62,460			64,200		
限度額証第2段階	1割	49,380			50,970			53,010			54,660			56,400		

※基本サービス費：老健で提供される介護サービス費のこと。

一人ひとりの状態に合わせて立案した介護・リハビリテーション計画に基づき、日常生活の自立機能回復・維持支援のために提供するサービスにかかる費用です。

※1日の基本料金：基本サービス費・居室費・加算（送迎・在宅復帰・サービス提供強化・リハビリ加算）含んでおります。

◆介護保険外サービス

単位：円（税込）

	1日あたり	1ヶ月（30日）あたり	追記事項
入所セット	324	9,720	外部業者扱【柴橋商会】 *単品での提供も可能となります。
入所セットAセット	484	14,520	
入所セットBセット	379	11,370	
洗濯代	147	4,410	業者洗濯を希望した場合
理美容代（カット）第2・第4（水）	1,600		パーマ・カラー・単品メニュー等は、別料金です。
文章作成代	3,300		施設長が文章作成した場合算定

ショートステイサービス（加算型）多床室料金表

介護老人保健施設ゆめが丘
令和3年4月改定

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円を超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆個室 単位：円（税込）

要介護度	介護1			介護2			介護3			介護4			介護5			
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
基本サービス費※	1日	806	1,612	2,418	856	1,713	2,569	923	1,846	2,769	980	1,960	2,939	1,036	2,071	3,107
*特例処置：令和3年9月末までの間、新型コロナウイルス感染症に対応するための処置として、基本報酬に0.1%上乗せとする。																
居住費	1日	1,800														
個室代	1日	2,200														
食費	1日	1,780（朝食 360 昼食 720 夕食 670 おやつ 30）														
1日あたり基本料金 ※	1割	7,100			7,150			7,217			7,274			7,330		
	2割	8,421			8,522			8,655			8,769			8,880		
	3割	9,742			9,893			10,093			10,263			10,431		
1ヶ月（30日）あたり料金	1割	213,000			214,500			216,510			218,220			219,900		
	2割	252,630			255,660			259,650			263,070			266,400		
	3割	292,260			296,790			302,790			307,890			312,930		
限度額証第3段階	1割	148,980			150,480			152,490			154,200			155,880		
限度額証第2段階	1割	116,580			118,080			120,090			121,800			123,480		

※基本サービス費：老健で提供される介護サービス費のこと。

一人ひとりの状態に合わせて立案した介護・リハビリテーション計画に基づき、日常生活の自立機能回復・維持支援のために提供するサービスにかかる費用です。

※1日の基本料金：基本サービス費・居室費・加算（送迎・在宅復帰・サービス提供強化・リハビリ加算）含んでおります。

◆介護保険外サービス 単位：円（税込）

	1日あたり	1ヶ月（30日）あたり	追記事項
入所セット	324	9,720	外部業者扱【柴橋商会】 *単品でのご提供も可能となります。
入所セットAセット	484	14,520	
入所セットBセット	379	11,370	
洗濯代	147	4,410	業者洗濯を希望した場合
特別個室料	2,200	66,000	1人個室料を使用した場合（2階一般棟のみ）
理美容代（カット）第2・第4（水）	1,600		パーマ・カラー・単品メニュー等は、別料金です。
文章作成代	3,300		施設長が文章作成した場合算定

ショートステイ加算料金（円）		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
送迎加算※	片道	197	394	592	施設の送迎車を利用された場合算定 （送迎範囲についてはご相談ください）
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ※	1日	36	73	109	在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定した数が 40以上であること
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※	1日	24	47	71	介護職員の総数の介護福祉士が80%以上に該当す ること
介護職員処遇改善加算Ⅰ※	1月	基本サービス費に各加算 ・減額を加えた総単位数			介護職員の処遇改善のために加算されます。 計算式：所定単位数×加算率（3.9%）×地域単価（10.72）×自己負担 割合
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ※	1月	基本サービス費に各加算 ・減額を加えた総単位数			介護職員等の処遇改善のために加算されます。 計算式：所定単位数×加算率（2.1%）×地域単価（10.72）×自己負担 割合
個別リハビリテーション実施加算	1日	257	515	772	個別リハビリテーション計画を作成し、1日20 分程度実施した場合。
夜勤職員配置加算	1日	26	51	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合算定 （3階 認知症専門棟のみ）
認知症ケア加算	1日	81	163	244	日常生活に支障があると認められる症状や行動が ある認知症の高齢者に対して、介護保険施設サービ スを行った時に算定（3階 認知症専門棟のみ）
療養食加算	1食	9	17	26	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度提供した 場合算定。
重度療養管理加算	1日	129	257	386	医療ニーズが高い方に対し、医学的管理のもと必要 な処置を行った場合（要介護4・5に限る）
緊急短期入所受入加算	1日	96	193	289	計画のない利用者が緊急で利用を行った場合。 開始した日から起算して最大7日まで算定 *やむを得ない事情がある場合は14日間を限度に算定
（新）総合医学管理加算	1日	295	590	884	治療管理を目的とし、居宅サービス計画で計画的 に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を 行った場合
緊急時治療管理	1日	555	1,111	1,666	病状が重篤の方で、救命救急医療が必要となり緊急 的な治療管理を行った場合算定（投薬・検査・注 射・処置等）

※ご利用中に加算料金として毎月かかる費用となります。

◆横浜市の施設においては、介護保険の給付単位に10.72（地域単価2級地）を乗じた額が利用者負担（1割 ・ 2割 ・ 3割）
となります。

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆多床室 単位：円（税込）

要介護度	要支援1			要支援2			
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
負担割合							
基本サービス費※	1日	654	1,308	1,962	823	1,647	2,470
居住費	1日	650					
食費	1日	1,780 (朝360・昼720・夕670・おやつ30)					
1日あたり基本料金 ※	1割	3,598		3,767			
	2割	4,767		5,106			
	3割	5,936		6,444			
1ヶ月(30日)あたり料金	1割	107,940		113,010			
	2割	143,010		153,180			
	3割	178,080		193,320			
限度額証第3段階	1割	50,220		55,290			
限度額証第2段階	1割	42,420		47,490			

※基本サービス費：老健で提供される介護サービス費のこと。

一人ひとりの状態に合わせて立案した介護・リハビリテーション計画に基づき、日常生活の自立機能回復・維持支援のために提供するサービスにかかる費用です。

※1日の基本料金：基本サービス費・居室費・加算（送迎・在宅復帰・サービス提供強化I・リハビリ加算）含む。

◆介護保険外サービス 単位：円（税込）

	1日あたり	1ヶ月(30日)あたり	追記事項
入所セット	324	9,720	外部業者扱【柴橋商会】 *単品でのご提供も可能となります。
入所セットAセット	484	14,520	
入所セットBセット	379	11,370	
洗濯代	147	4,410	業者洗濯を希望した場合
理美容代(カット)第2・第4(水)	1,600		パーマ・カラー・単品メニュー等は、別料金で承りま
文章作成代	3,300		施設長が文章作成した場合算定

ショートステイサービス(加算型) 多床室料金表

介護老人保健施設ゆめが丘
令和3年4月改定

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆個室 単位：円（税込）

要介護度	要支援1			要支援2			
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
負担割合							
基本サービス費※	1日	618	1,237	1,855	773	1,546	2,319
居住費	1日	1,800					
個室代	1日	2,200					
食費	1日	1,780 (朝360・昼720・夕670・おやつ30)					
1日あたり基本料金 ※	1割	6,912		7,067			
	2割	8,046		8,355			
	3割	9,179		9,643			
1ヶ月(30日)あたり料金	1割	207,360		212,010			
	2割	241,380		250,650			
	3割	275,370		289,290			
限度額証第3段階	1割	143,340		147,990			
限度額証第2段階	1割	110,940		115,590			

※基本サービス費：老健で提供される介護サービス費のこと。

一人ひとりの状態に合わせて立案した介護・リハビリテーション計画に基づき、日常生活の自立機能回復・維持支援のために提供するサービスにかかる費用です。

※1日の基本料金：基本サービス費・居室費・加算（送迎・サービス提供強化Ⅰ・リハビリ加算）含んでおります。

◆介護保険外サービス

単位：円（税込）

	1日あたり	1ヶ月(30日)あたり	追記事項
入所セット	324	9,720	外部業者扱【柴橋商会】 *単品でのご提供も可能となります。
入所セットAセット	484	14,520	
入所セットBセット	379	11,370	
洗濯代	147	4,410	業者洗濯を希望した場合
特別個室料	2,200	66,000	1人個室料を使用した場合（2階一般棟のみ）
理美容代(カット)第2・第4(水)	1,600		パーマ・カラー・単品メニュー等は、別料金で承ります。
文章作成代	3,300		施設長が文章作成した場合算定

予防ショートステイ加算料金（円）		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
送迎加算※	片道	197	394	592	施設の送迎車を利用された場合算定 （送迎範囲についてはご相談ください）
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ※	1日	36	73	109	在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定した数が40以上であること
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※	1日	24	47	71	介護職員の総数の介護福祉士が80%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上のいずれかに該当すること
介護職員処遇改善加算Ⅰ※	1月	基本サービス費に各加算・減額を加えた総単位数			介護職員の処遇改善のために加算されます。 計算式：所定単位数×加算率（3.9%）×地域単価（10.72）×自己負担割合
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ※	1月	基本サービス費に各加算・減額を加えた総単位数			介護職員等の処遇改善のために加算されます。 計算式：所定単位数×加算率（2.1%）×地域単価（10.72）×自己負担割合
個別リハビリテーション実施加算	1日	257	515	772	個別リハビリテーション計画を作成し、1日20分程度実施した場合。
夜勤職員配置加算	1日	26	51	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合算定 （3階 認知症専門棟のみ）
療養食加算	1食	9	17	26	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度提供した場合算定。
重度療養管理加算	1日	129	257	386	医療ニーズが高い方に対し、医学的管理のもと必要な処置を行った場合（要介護4・5に限る）
（新）総合医学管理加算	1日	295	590	884	治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画で計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合
緊急時治療管理	1日	555	1,111	1,666	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理を行った場合算定（投薬・検査・注射・処置等）

※ご利用中に加算料金として毎月かかる費用となります。

◆横浜市の施設においては、介護保険の給付単位に10.72（地域単価2級地）を乗じた額が利用者負担（1割・2割・3割）となります。